

※「ATM外貨預金振替サービス規定」一部改定のお知らせ※

当社では、2021年11月13日(土)以降、ATM外貨預金振替サービス規定を改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 関西みらい銀行

1. 改定日

・2021年11月13日(土)

2. 対象となる規定

・ATM外貨預金振替サービス規定

3. 改定内容

・次の条項について以下のとおり改定します。

改定前	改定後
<p>1. ATM外貨預金振替サービスの内容について</p> <p>(1)「ATM外貨預金振替サービス」(以下「ATM外貨振替サービス」といいます)は、当社の自動サービス機(以下「ATM」といいます)で、円貨普通預金口座のキャッシュカードと外貨普通預金通帳を使用して行うことができる以下のサービスです。</p> <p>①当社のATMにより、あらかじめ指定された円貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨(以下、「外貨」といいます)に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「外貨振替」といいます)。</p> <p>②当社のATMにより、あらかじめ指定された外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、あらかじめ指定された円貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「円貨振替」といいます)。</p> <p>(2)ATM外貨振替サービスの利用者は、本規定とは別に定める「電話による取引規定」により、ATMの他、当社が指定した電話番号に電話をかけることで電話により、「外貨振替」「円貨振替」の取引を利用することができます(以下「電話による取引」といいます)。</p> <p>(3)ATM外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人(満20才以上の方)とします。</p> <p>(4)ATM外貨振替サービスの対象となる外貨普通預金口座は当社所定の通貨の口座とし、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定します。</p>	<p>1. ATM外貨預金振替サービスの内容について</p> <p>(1)「ATM外貨預金振替サービス」(以下「ATM外貨振替サービス」といいます)は、当社の自動サービス機(以下「ATM」といいます)で、円貨普通預金口座のキャッシュカードと外貨普通預金通帳を使用して行うことができる以下のサービスです。</p> <p>①当社のATMにより、あらかじめ指定された円貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨(以下、「外貨」といいます)に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「外貨振替」といいます)。</p> <p>②当社のATMにより、あらかじめ指定された外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、あらかじめ指定された円貨普通預金口座へ振替するサービス(以下、「円貨振替」といいます)。</p> <p>(2)ATM外貨振替サービスの利用者は、居住者の個人(満20才以上の方)とします。</p> <p>(3)ATM外貨振替サービスの対象となる外貨普通預金口座は当社所定の通貨の口座とし、振替サービスに利用する円貨普通預金口座と外貨普通預金口座は、同一店の同一名義の口座に限定します。</p>
<p>12. 規定の準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、普通預金規定、外貨普通預金規定、キャッシュカード規定、電話による取引規定により従います。</p>	<p>12. 規定の準用</p> <p>この規定に定めのない事項については、普通預金規定、外貨普通預金規定、キャッシュカード規定により従います。</p>

以上

2021年10月11日現在